

○総務省令第一号
国土交通省令第一号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）の施行に伴い、並びに空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七條第三項第五号及び第二十七條第一項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十二日

総務大臣 鈴木 淳司
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成二十七年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄に対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域）</p> <p>第一条 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七條第三項第五号の国土交通省令・総務省令で定める区域は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五條第四項第七号に規定する商店街活性化促進区域</p> <p>二 地域再生法第五條第四項第十二号に規定する農村地域等移住促進区域</p> <p>三 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第二條第二項に規定する滞在促進地区</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、地域における住民の生活、産業の振興又は文化の向上の拠点であつて、生活環境の整備、経済基盤の強化又は就業の機会の創出を図ることが必要であると市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める区域</p>	<p>（新設）</p>

(公示の方法)

第二条 法第二十二條第十三項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

(空家等対策計画の作成等の提案)

第三条 法第二十七條第一項の規定により空家等対策計画の作成又は変更の提案を行うおととする空家等管理活用支援法人は、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係る空家等対策計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

空家等対策の推進に関する特別措置法第十四條第十一項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村(特別区を含む)の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

(新設)

附 則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十二月十三日)から施行する。